

# 1. 国の動向と担当者として考えていたこと

## B. 改正がん対策基本法と第3期がん対策推進基本計画の概要

濱 卓至

( 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 臨床研究・  
治験基盤事業部 臨床研究課 / 元 厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 )

### はじめに

この10年間のわが国のがん対策は、2007（平成19）年4月に施行された「がん対策基本法2009（平成18）年法律第98号」（以下、基本法）に則り進められてきた。

基本法では、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、国は「がん対策推進基本計画」（以下、基本計画）を策定することが定められている。第1期基本計画2007～2011（平成19～23年度）では、がん患者が居住する地域に関わらず、等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるよう、全国にがん診療連携拠点病院（以下、拠点病院）を設置し、2次医療圏における拠点病院を中心としたがん診療提供体制が構築された。すべての拠点病院で手術、放射線療法および薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケアの体制整備、がん相談支援センターや緩和ケアチームの設置、医師を対象とした緩和ケア研修会の実施、院内がん登録の実施等に取り組みされた。第2期基本計画2012～2016（平成24～28）年度では、小児がん拠点病院の整備等の小児がん対策、がん教育およびがん患者の就労を含めた社会的な問題等にも取り組まれた。これら10年間の取り組みの結果、75歳未満年齢調整死亡率の低下や全がんの5年相対生存率が向上するなど一定の成果が得られた。

### がん対策基本法改正<sup>1)</sup>の概要

基本法の成立から10年が経過し、その間、がん患者やがん患者であった者（以下、がん患者ら）

を取り巻く社会状況が変化し、がん医療のみならず、がん患者らの抱えるさまざまな社会生活上の不安に対処していく必要性が明らかになった。がん患者らとその置かれている状況に応じ、福祉、雇用、教育も含む必要な支援を受けられるようにすることを規定するため、2016（平成28）年12月に基本法の一部改正が行われた。

改正された基本法では、事業主の責務（第8条）が新たに明記されるほか、「基本理念（第2条第4項）」には、

- ・がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指すこと
- ・がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにすること
- ・がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること

が新たに盛り込まれた。

さらに、「基本的施策（第3章）」には、「罹患している者の少ないがんおよび治療が特に困難であるがんに係る研究の促進（第19条第2項）」、「がん患者の雇用の継続等（第20条）」、「がんに関する教育の推進（第23条）」等が新設され、希少がん・難治性がんの研究の促進、就労支援およびがん教育の推進について言及された。

緩和ケアについては、第15条において、手術、放射線療法、化学療法と並び、緩和ケアに関する専門的な知識および技能を有する医師その他の医療従事者の育成として規定されている。また、緩和ケアとは、「がんその他の特定の疾病に罹患し

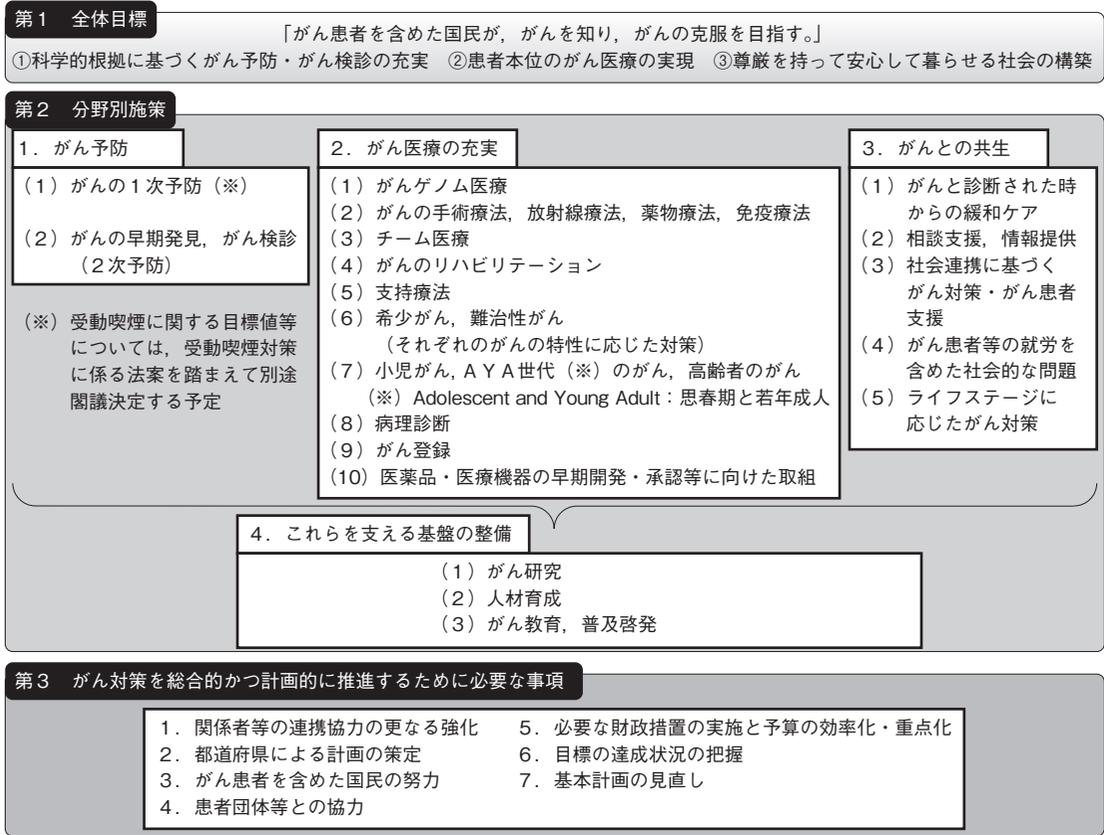


図1 第3期がん対策推進基本計画 (概要)

た者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為」と定義された。さらに、第17条において、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」と明記された。また、「医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む）の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること」として、がん患者等のみならずその家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとして明記された。

### 第3期がん対策推進基本計画<sup>2)</sup>の概要<sup>3)</sup> (図1)

基本法に基づき設置されているがん対策推進協議会において、第3期基本計画の策定に関する議

論が行われ、そこでの意見をもとに基本計画案が策定され、パブリックコメントを経て、2017（平成29）年10月24日に閣議決定された。

第3期基本計画では、『がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す』ために、「1.科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「2.患者本位のがん医療の実現」および「3.尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」が3つの全体目標として設定されている。

また、分野別施策は、「1.がん予防」「2.がん医療の充実」「3.がんとの共生」「4.これらを支える基盤の整備」で構成されている。「1.がん予防」では、受動喫煙に関する目標値設定は先延ばしされたものの、がんの予防法を普及啓発するとともに研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させることが明記されている。「2.がん医療の充実」では、がんゲノム医療、免疫療法、支持療法、難治性が

ん対策および AYA（思春期と若年成人）世代・高齢者のがん対策等が新たな分野として盛り込まれ、患者本位の適切な医療が受けられる体制を充実することが目標とされている。「3. がんとの共生」では、サバイバーシップ支援および AYA 世代・高齢者らのライフステージに応じたがん対策が新設されている。新しく設定された「4. これらを支える基盤の整備」では、「予防・医療・共生」の 3 本柱を支える幅広い領域として、がん研究、人材育成、がん教育・普及啓発が位置付けられている。

## 緩和ケアのさらなる推進について

第 3 期基本計画では、緩和ケアについては、2016（平成 28）年 5 月に厚生労働省健康局長のもとに設置された「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」<sup>4)</sup>において取りまとめられた緩和ケアの現状・課題や今後の方向性を踏まえ、緩和ケアのさらなる推進について、俯瞰的かつ戦略的な対策等が記載されている。第 2 期から引き続き「がんと診断された時からの緩和ケア」として、「3. がんとの共生」に位置付けられている。「①緩和ケアの提供」、「②緩和ケア研修会」および「③普及啓発」について、それぞれの「現状・課題」、「取り組むべき施策」が記載されている。

【個別目標】には、

- ・がんによる身体的な痛みは、患者の日常生活に重大な支障を来し、QOL を大きく損ねる。このため、がん診療に携わる医療機関において、医療従事者は、徹底した疼痛ケアを行い、患者の日常生活動作に支障が出ないようにする。
- ・国およびがん診療に携わる医療機関は、関係学会等と協力して、医師はもちろんのこと、がん診療に携わるすべての医療従事者が、精神的・社会的苦痛にも対応できるよう、基本的な緩和ケアを実施できる体制を構築する。
- ・都道府県がん診療連携拠点病院においては、「緩和ケアセンター」の機能をより一層充実

させる。地域がん診療連携拠点病院における「緩和ケアセンター」のあり方について、設置の要否も含め、3 年以内に検討する。

- ・拠点病院等以外の病院や緩和ケア病棟における緩和ケアの実態および患者のニーズを調査し、その結果を踏まえ、緩和ケアの提供体制について検討を進める。

以上の 4 点が掲げられ、今後の対策が求められる。

取り組むべき施策では、主なものとして、拠点病院における緩和ケア提供体制の整備・充実、緩和ケア研修会等を通じた幅広い人材育成、緩和ケアや医療用麻薬に関する正しい知識の普及啓発など既存施策のいっそうの充実を図ることが求められている。さらに、緩和ケアの質を評価するための指標や基準を確立し、質の向上策の立案に努めること、拠点病院以外の病院や緩和ケア病棟等における緩和ケアの実態を把握すること、小児・AYA 世代に対する緩和ケアの提供体制の整備、がん患者の自殺対策についての検討等を進めることが求められている。

在宅緩和ケアについては、「社会連携に基づくがん対策・がん患者支援」で言及されている。拠点病院等は、医療と介護との連携を図りつつ、地域における緩和ケアの状況を把握し、地域における緩和ケアの提供体制について検討する場を 3 年以内に設けるなど、地域における他の医療機関との連携を図ることなどが【個別目標】に掲げられている。

## おわりに

第 3 期基本計画では、引き続き「がんと診断された時からの緩和ケア」として、がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を充実していくことや、緩和ケアを通じて、がん患者がいつでもどこに居ても安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域共生社会「がんとの共生」を実現することなどの方向性が示された。

今後は、拠点病院における緩和ケアの質の向上を図ること、拠点病院以外の医療機関や在宅医療を提供している施設における緩和ケアの実態を把

握すること、医師のみならず医療・介護従事者の人材を育成すること、小児緩和ケアの充実を図ることなどが求められる。また、がんのみならず、がん以外の生命を脅かす疾患を緩和ケアの対象とする体制を構築していくことも必要であり、がん対策における緩和ケアの推進で培ってきたノウハウを活用し、緩和ケアがさらに推進されることが望まれる。

本文の内容は、平成 29 年 11 月 22 日時点のものとなる。なお、平成 30 年 3 月 9 日にがん対策推進基本計画（第 3 期）の変更が閣議決定されている。

#### 文 献

- 1) がん対策基本法 [[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=418AC1000000098&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC1000000098&openerCode=1)]
- 2) がん対策推進基本計画（第 3 期） [<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000196969.pdf>]
- 3) がん対策推進基本計画の概要（第 3 期） [<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000196967.pdf>]
- 4) がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会 [<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou.html?tid=355813>]